

# ものづくり補助金の申請ノウハウ について！

2023年5月10日

夢と技術の経営研究所

# 目次

1. ものづくり補助金とは
2. 申請枠について
3. 加点についてー1
4. 加点についてー2
5. 事業計画書記載項目についてー1
6. 事業計画書記載項目についてー2
7. 審査項目についてー1
8. 審査項目についてー2
9. 審査項目についてー3
10. まとめ
11. 追加資料: デジタル枠についてー1
12. 追加資料: デジタル枠についてー2
13. 追加資料: グリーン枠についてー1
14. 追加資料: グリーン枠についてー2
15. 追加資料: 経営革新計画について
16. 追加資料: 事業継続力強化計画について

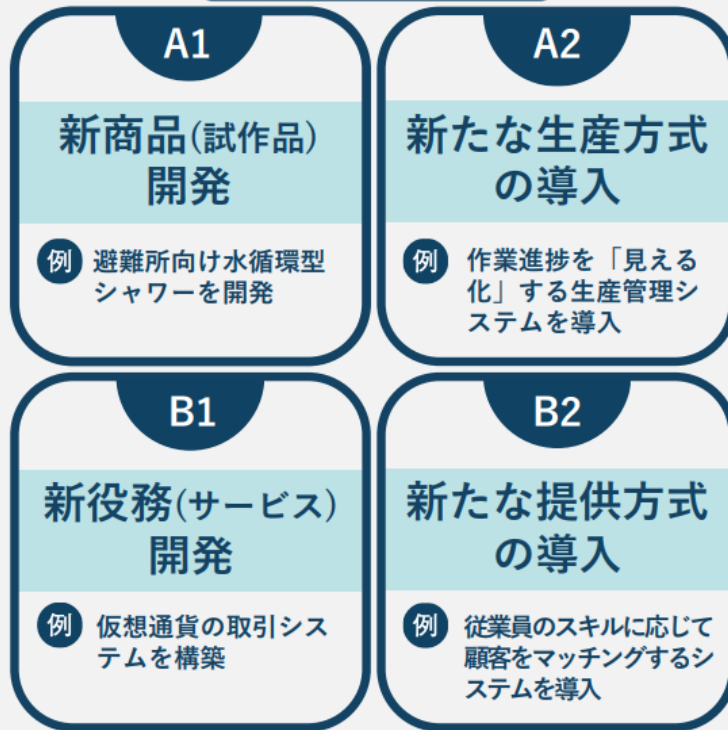
# 1. ものづくり補助金とは

## 「ものづくり補助金」とは？

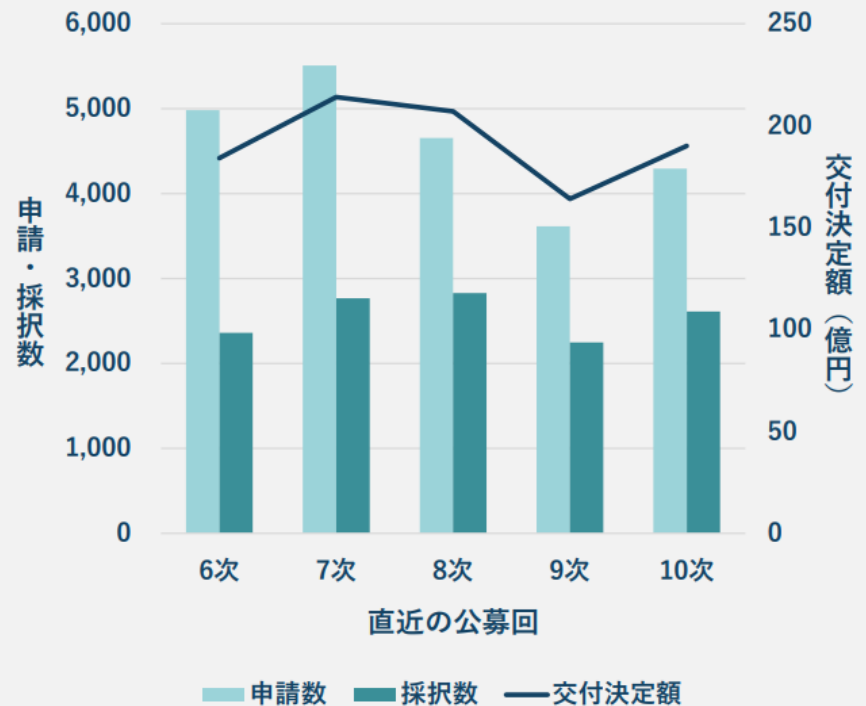
中小企業が経営革新のための設備投資等に使える**補助上限額750万円～5,000万円**※

・**補助率1/2もしくは2/3**※の補助金です。 ※補助上限額や補助率は、申請される枠・類型や従業員の人数によって異なります。

### 経営革新の類型



### これまでの実績



出所:ものづくり・商業・サービス補助金 公募要領 概要版(15次締切分)

## 2. 申請枠について

### どのような申請枠がある？

申請枠	概要	補助上限額	補助率
通常枠	革新的な製品・サービス開発又は生産プロセス・サービス提供方法の改善に必要な設備・システム投資等を支援。	750万円～ 1,250万円	1/2、 2/3（小規模・ 再生事業者）
回復型賃上げ・ 雇用拡大枠	業況が厳しい事業者※が賃上げ・雇用拡大に取り組むための革新的な製品・サービス開発又は生産プロセス・サービス提供方法の改善に必要な設備・システム投資等を支援。 ※前年度の事業年度の課税所得がゼロである事業者に限る。	750万円～ 1,250万円	2/3
デジタル枠	DXに資する革新的な製品・サービス開発又は生産プロセス・サービス提供方法の改善による生産性向上に必要な設備・システム投資等を支援。	750万円～ 1,250万円	2/3
グリーン枠	温室効果ガスの排出削減に資する取組に応じ、革新的な製品・サービス開発又は炭素生産性向上を伴う生産プロセス・サービス提供方法の改善による生産性向上に必要な設備・システム投資等を支援。	エントリー： 750万円～1,250万円 スタンダード： 1,000万円～2,000万円 アドバンス： 2,000万円～4,000万円	2/3
グローバル 市場開拓枠	海外事業の拡大等を目的とした設備投資等を支援。海外市場開拓（JAPANブランド）類型では、海外展開に係るブランディング・プロモーション等に係る経費も支援。	3,000万円	1/2、 2/3（小規模 事業者）



#### 大幅賃上げに係る補助上限額引上の特例

補助事業終了後、3～5年で大幅な賃上げに取り組む事業者に対し、上記枠の補助上限を100万円～1,000万円、更に上乘せ。（回復型賃上げ・雇用拡大枠などは除く）

### 3. 加点についてー1

#### ◎ 加点項目

#### 加点項目

##### ①成長性加点

・有効な期間の経営革新計画の承認を取得した事業者

##### ②政策加点

・創業・第二創業後間もない事業者  
・パートナーシップ構築宣言を行っている事業者 など計9項目

##### ③災害等加点

・有効な期間の事業継続力強化計画の認定を取得した事業者

##### ④賃上げ加点等

・給与支給総額の増加、事業場内最低賃金の水準  
・被用者保険の適用拡大の対象

① 成長性加点：「有効な期間の経営革新計画の承認を取得した事業者」

② 政策加点：

②-1：「創業・第二創業後間もない事業者（5年以内）」

※ 会社成立の年月日（個人事業主の場合は開業日）又は代表取締役の就任日が公募開始日より5年前の日から応募締切日までの場合に対象となります。なお、個人事業主や組合にあっては「第二創業」の加点はありません。個人事業主の営む事業を承継する場合は、承継者の「創業」として申請してください。

②-2：「パートナーシップ構築宣言を行っている事業者」

※ 「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト(<https://www.biz-partnership.jp/index.html>)において宣言を公表している事業者。（応募締切日前日時点）

## 4. 加点についてー2

### ◎ 加点項目

③ 災害等加点：「有効な期間の事業継続力強化計画の認定を取得した事業者」

④ 賃上げ加点等：

④-1: 事業計画期間(補助事業完了年度の翌年度以降)における給与支給総額と事業場内最低賃金をそれぞれ以下(ア)もしくは(イ)の通りとする計画を有し、事務局に誓約書を提出している事業者に対して加点を行ないます。

(ア)

給与支給総額	年率平均2%以上増加 あるいは 年率平均3%以上増加
事業場内最低賃金	毎年3月、地域別最低賃金より+60円以上の水準 あるいは 毎年3月、地域別最低賃金より+90円以上の水準

(イ)

給与支給総額	年率平均6%以上増加
事業場内最低賃金	毎年3月、地域別最低賃金より+30円以上の水準 かつ 毎年+45円以上ずつ増加(初回は応募時を起点とする)

## 5. 事業計画書記載項目についてー1

### ・その1：補助事業の具体的取組内容

- ① 本事業の目的・手段について、今までの自社での取組の経緯・内容をはじめ、今回の補助事業で機械装置等を取得しなければならない必要性を示してください。また、課題を解決するため、不可欠な工程ごとの開発内容、材料や機械装置等を明確にしながら、具体的な目標及びその具体的な達成手段を記載してください（必要に応じて図表や写真等を用い具体的かつ詳細に記載してください）。

事業期間内に投資する機械装置等の型番、取得時期や技術の導入時期についての詳細なスケジュールの記載が必要となります。

- ② 応募申請する事業分野（「試作品開発・生産プロセス改善」又は「サービス開発・新提供方式導入」）に応じて、事業計画と「[中小企業の特定ものづくり基盤技術の高度化に関する指針](#)」又は「[中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン](#)」との関連性を説明してください。

- ③ 本事業を行うことによって、どのように他者と差別化し競争力強化が実現するかについて、その方法や仕組み、実施体制など、具体的に説明してください。

デジタル枠の申請においては、DXに資する革新的な製品・サービスの開発やデジタル技術を活用した生産プロセス・サービス提供方法の改善等を行う内容を具体的かつ詳細に記載してください。

グリーン枠の申請においては、様式3を用いて、事業場単位での炭素生産性を年率平均1%以上増加させる具体的な計画内容と、これまでに自社で実施した温室効果ガス排出削減の取組内容の有無やその効果等の内容を、具体的かつ詳細に記載してください。事業計画書と内容が重複することは、差し支えありません。

グローバル市場開拓枠のうち、②海外市場開拓（JAPANブランド）類型の申請にて、広告宣伝・販売促進費を対象経費に計上する場合には、ブランディング・プロモーション等のマーケティング戦略を具体的かつ詳細に記載してください。

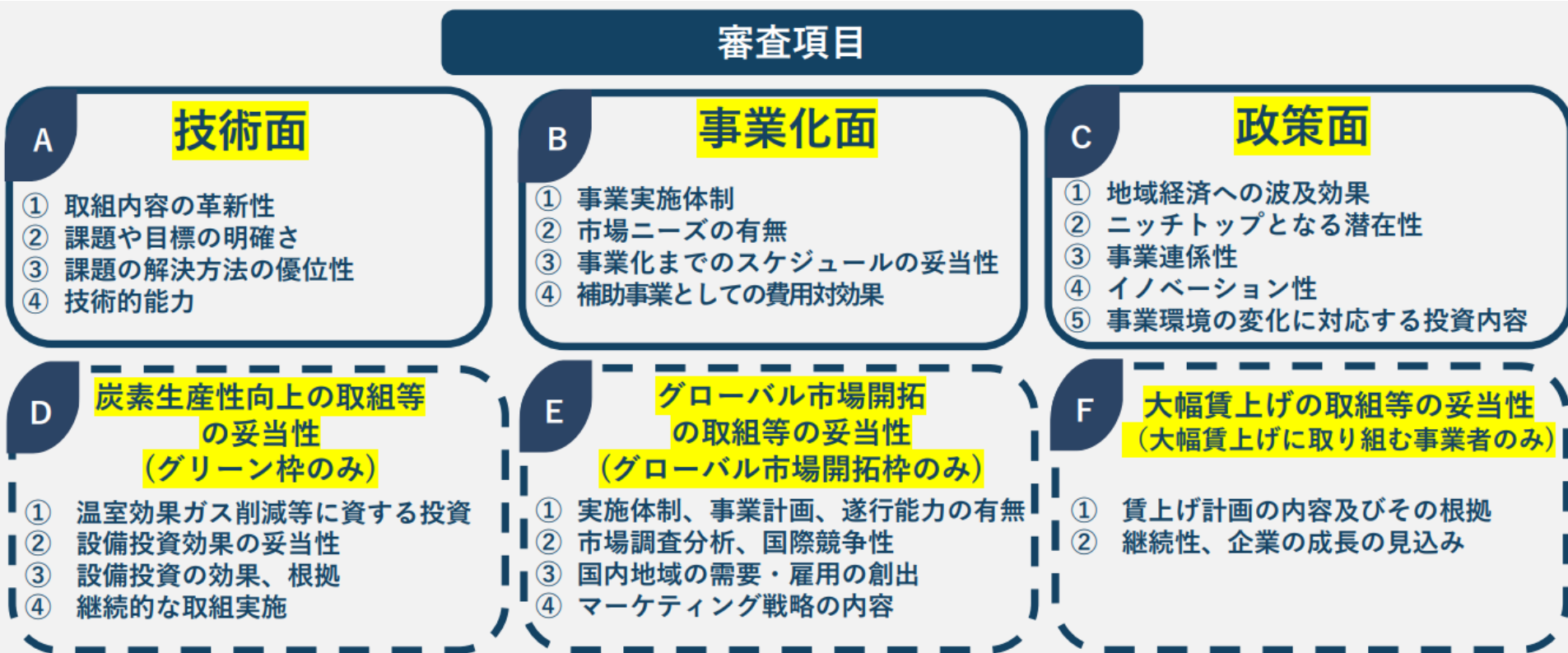
## 6. 事業計画書記載項目についてー2

- ・その2：将来の展望（事業化に向けて想定している市場及び期待される効果）
  - ① 本事業の成果が寄与すると想定している具体的なユーザー、マーケット及び市場規模等について、その成果の価格的・性能的な優位性・収益性や現在の市場規模も踏まえて記載してください。
  - ② 本事業の成果の事業化見込みについて、目標となる時期・売上規模・量産化時の製品等の価格等について簡潔に記載してください。
  - ③ 必要に応じて図表や写真等を用い、具体的かつ詳細に記載してください。
  
- ・その3：会社全体の事業計画
  - ① 会社全体の事業計画（表）における「付加価値額」や「給与支給総額」等の算出については、算出根拠を記載してください。
  - ② 本事業計画（表）で示された数値は、補助事業終了後も、毎年度の事業化状況等報告等において伸び率の達成状況の確認を行います。



## 7. 審査項目についてー1

### ◎ 審査項目



## 8. 審査項目についてー2

### ◎ 審査項目

#### (2) 技術面

- ① 新製品・新サービス（既存技術の転用や隠れた価値の発掘（設計・デザイン、アイデアの活用等を含む））の革新的な開発となっているか。「[中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン](#)」又は「[中小企業の特定制品づくり基盤技術の高度化に関する指針](#)」に沿った取組であるか。
- ② 試作品・サービスモデル等の開発における課題が明確になっているとともに、補助事業の目標に対する達成度の考え方を明確に設定しているか。
- ③ 課題の解決方法が明確かつ妥当であり、優位性が見込まれるか。
- ④ 補助事業実施のための技術的能力が備わっているか。

#### (3) 事業化面

- ① 補助事業実施のための社内外の体制（人材、事務処理能力、専門的知見等）や最近の財務状況等から、補助事業を適切に遂行できると期待できるか。金融機関等からの十分な資金の調達が見込まれるか。
- ② 事業化に向けて、市場ニーズを考慮するとともに、補助事業の成果の事業化が寄与するユーザー、マーケット及び市場規模が明確か。クラウドファンディング等を活用し、市場ニーズの有無を検証できているか。
- ③ 補助事業の成果が価格的・性能的に優位性や収益性を有し、かつ、事業化に至るまでの遂行方法及びスケジュールが妥当か。
- ④ 補助事業として費用対効果（補助金の投入額に対して想定される売上・収益の規模、その実現性等）が高いか。

## 9. 審査項目についてー3

### ◎ 審査項目

#### (4) 政策面

- ① 地域の特性を活かして高い付加価値を創出し、地域の事業者等や雇用に対する経済的波及効果を及ぼすことにより地域の経済成長（大規模災害からの復興等を含む）を牽引する事業となることが期待できるか。

※以下に選定されている企業や承認を受けた計画がある企業は審査で考慮いたします。

- 地域未来牽引企業

[https://www.meti.go.jp/policy/sme\\_chiiki/chiiki\\_kenin\\_kigyou/index.html](https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/chiiki_kenin_kigyou/index.html)

- 地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画

[https://www.meti.go.jp/policy/sme\\_chiiki/miraitoushi/jigyou.html](https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/miraitoushi/jigyou.html)

- ② ニッチ分野において、適切なマーケティング、独自性の高い製品・サービス開発、厳格な品質管理などにより差別化を行い、グローバル市場でもトップの地位を築く潜在性を有しているか。
- ③ 異なるサービスを提供する事業者が共通のプラットフォームを構築してサービスを提供するような場合など、単独では解決が難しい課題について複数の事業者が連携して取り組むことにより、高い生産性向上が期待できるか。異なる強みを持つ複数の企業等（大学等を含む）が共同体を構成して製品開発を行うなど、経済的波及効果が期待できるか。また、事業承継を契機として新しい取組を行うなど経営資源の有効活用が期待できるか。

※以下のピッチ大会出場者は審査で考慮いたします。

- アトツギ甲子園

[https://metijapan-my.sharepoint.com/:w:/g/personal/koshito-ichiro\\_meti\\_go\\_jp/EWe7SoX1V7RHt3PN18EXtrgBx3sW9YiXKZR7LW1DNw-M-g](https://metijapan-my.sharepoint.com/:w:/g/personal/koshito-ichiro_meti_go_jp/EWe7SoX1V7RHt3PN18EXtrgBx3sW9YiXKZR7LW1DNw-M-g)

- ④ 先端的なデジタル技術の活用、低炭素技術の活用、環境に配慮した事業の実施、経済社会にとって特に重要な技術の活用、新しいビジネスモデルの構築等を通じて、我が国のイノベーションを牽引し得るか。
- ⑤ ウィズコロナ・ポストコロナに向けた経済構造の転換、事業環境の変化に対応する投資内容であるか。また、成長と分配の好循環を実現させるために、有効な投資内容となっているか。

出所:ものづくり・商業・サービス補助金 公募要領及び概要版(15次締切分)

## 10. まとめ

---

ものづくり補助金の申請に際してのポイントは以下の通り

- ◎ 可能な限り、自社に有利な「申請枠」を選択する
- ◎ 可能な限りの加点を活用する
- ◎ 過不足なく、「事業計画書記載項目」を記載する
- ◎ 過不足なく、「審査項目」を記載する

## 11. デジタル枠についてー1

項目	要件
概要	DX（デジタルトランスフォーメーション）に資する革新的な製品・サービス開発又はデジタル技術を活用した生産プロセス・サービス提供方法の改善による生産性向上に必要な設備・システム投資等を支援
補助金額	従業員数5人以下 : 100万円～750万円 6人～20人 : 100万円～1,000万円 21人以上 : 100万円～1,250万円
補助率	2/3

**以下の全ての要件に該当するものであること。**

**（1）次の①又は②に該当する事業であること。**

①DXに資する革新的な製品・サービスの開発

（例：AI・IoT、センサー、デジタル技術等を活用した遠隔操作や自動制御、プロセスの可視化等の機能を有する製品・サービスの開発（部品、ソフトウェア開発を含む）等）

②デジタル技術を活用した生産プロセス・サービス提供方法の改善

（例：AIやロボットシステムの導入によるプロセス改善、複数の店舗や施設にサービスを提供するオペレーションセンターの構築等）

※ **単にデジタル製品の導入やアナログ・物理データの電子化にとどまり、既存の業務フローそのものの見直しを伴わないもの、及び導入先企業において前述の単なる電子化にとどまる製品・サービスの開発は該当しません。**

（例：帳票の電子保存システム・デジタルスキャナ・電子契約書サービス・医療用画像診断機器の導入等、電子書籍・写真等のアルバム・動画編集サービスの開発等）

## 12. デジタル枠についてー2

**(2) 経済産業省が公開するDX推進指標を活用して、DX推進に向けた現状や課題に対する認識を共有する等の自己診断を実施するとともに、自己診断結果を応募締切日までに独立行政法人情報処理推進機構（IPA）に対して提出していること。**

- ・DX推進指標サイト：[https://www.meti.go.jp/policy/it\\_policy/dx/dx.html](https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/dx/dx.html)
- ・自己診断結果入力サイト：<https://www.ipa.go.jp/ikc/info/dxpi.html>
- ※ 自己診断結果の入力にあたり、DX推進ポータルにログインする際は、本補助金の申請時と同じGビズIDプライムアカウントを使用してください。
- ※ 独立行政法人情報処理推進機構（IPA）への問い合わせについては、電話による問い合わせを受け付けておらず、メールでのみ問い合わせが可能な場合がございますので、ご注意ください。

**(3) 独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が実施する「SECURITY ACTION」の「★ 一つ星」または「★★ 二つ星」いずれかの宣言を応募申請時点で行っていること。**

- ・「SECURITY ACTION」公式サイト（制度概要）：  
<https://www.ipa.go.jp/security/security-action/index.html>
- ・「SECURITY ACTION自己宣言」申込みサイト：  
<https://security-shien.ipa.go.jp/security/>
- ※ (2) (3) について、自己診断結果をIPAに対して提出していること及び「SECURITY ACTION」の宣言をおこなっていることが必須の要件となります。ものづくり補助金事務局がIPAに対して照会を行い、提出・宣言状況の確認を行います。診断結果・宣言が提出されていない場合には、デジタル枠では要件不備として不採択となりますので、ご注意ください。

(参考) DX推進指標・SECURITY ACTIONに関する問い合わせ先

独立行政法人情報処理推進機構（IPA）社会基盤センター DX推進部

DX推進指標担当宛 [E-mail] [ikc-dxpi@ipa.go.jp](mailto:ikc-dxpi@ipa.go.jp)

独立行政法人情報処理推進機構（IPA）SECURITY ACTION事務局

お問合せフォーム：

<https://security-shien.ipa.go.jp/portal/inquiry/index.html>

# 13. グリーン枠についてー1

項目	要件
概要	温室効果ガスの排出削減に資する取組に応じ、温室効果ガスの排出削減に資する革新的な製品・サービス開発又は炭素生産性向上を伴う生産プロセス・サービス提供方法の改善による生産性向上に必要な設備・システム投資等を支援
補助金額	<p>(エントリー類型)</p> <p>従業員数 5人以下 : 100万円～ 750万円</p> <p>6人～20人 : 100万円～1,000万円</p> <p>21人以上 : 100万円～1,250万円</p> <p>(スタンダード類型)</p> <p>従業員数 5人以下 : 750万円～1,000万円</p> <p>6人～20人 : 1,000万円～1,500万円</p> <p>21人以上 : 1,250万円～2,000万円</p> <p>(アドバンス類型)</p> <p>従業員数 5人以下 : 1,000万円～2,000万円</p> <p>6人～20人 : 1,500万円～3,000万円</p> <p>21人以上 : 2,000万円～4,000万円</p>
補助率	2/3

**以下の全ての要件に該当するものであること。**

**(1) 次の①又は②に該当する事業であること。**

①温室効果ガスの排出削減に資する革新的な製品・サービスの開発

(例：省エネ・環境性能に優れた製品・サービスの開発、非石油由来の部素材を用いた製品・サービスの開発、廃棄物削減に資する製品・サービスの開発 等)

②炭素生産性向上を伴う生産プロセス・サービス提供の方法の改善

(例：生産工程の労働生産性向上を伴いつつ脱炭素化に資する設備投資、水素・アンモニアを活用する設備導入による燃焼工程と生産プロセスの最適化、複数ラインの作業工程を集約・高効率化 等)

※ ②について、直接、設備投資に関係のない炭素生産性向上を伴う取組は、該当しません。(例：社内全体での節電対策、設備投資による間接的な炭素排出量の削減等)

**(2) 3～5年の事業計画期間内に、事業場単位または会社全体での炭素生産性を年率平均1%以上増加する事業であること。**

## 14. グリーン枠についてー2

### **(3) エントリー類型について、以下のいずれかを満たすこと。**

1. エネルギーの種類別に使用量を毎月整理している。また、補助対象の事業者あるいは事業所のCO2の年間排出量を把握している。
2. 事業所の電気、燃料の使用量を用途別に把握している。

### **(4) スタンダード類型について、上記(3)を全て満たし、以下のいずれかを満たすこと。**

3. 本事業で開発に取り組む製品・サービスが、自社のみならず、業界・産業全体での温室効果ガス削減に貢献するものである。
4. 電気事業者との契約で、一部でも再生可能エネルギーに係る電気メニューを選択している。
5. 自社で太陽光やバイオマスなど再生可能エネルギーでの発電を導入している。
6. グリーン電力証書を購入している。
7. 省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用によるCO2等の排出削減量や適切な森林管理によるCO2等の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度（J-クレジット制度）があるがこの制度に参加し、自社での温室効果ガス排出量の削減取組についてクレジット認証を受けている。

### **(5) アドバンス類型について、上記(3)を全て満たし、上記(4)3.～7.のうち2つ以上を満たし、以下のいずれかを満たすこと。**

8. 通常版若しくは中小企業版SBT (Science Based Targets) の認証又は通常版若しくは中小企業版RE100に参加している。
9. エネルギーの使用の合理化等に関する法律（通称：省エネ法）における事業者クラス分け評価制度において、令和4年度定期報告書分評価が『Sクラス』評価であること（原則、公募締切時点で資源エネルギー庁ホームページにて、『Sクラス』として公表されていることが確認できること）
10. 2020年度以降に以下のいずれかの事業における省エネルギー診断を受診している、または、地方公共団体で実施する省エネルギー診断を受診している。
  - 一般財団法人省エネルギーセンター実施の「無料省エネ診断等事業及び診断結果等情報提供事業」又は「エネルギー利用最適化診断事業及び情報提供事業」
  - 一般社団法人環境共創イニシアチブ実施の「省エネルギー相談地域プラットフォーム構築事業」、「地域プラットフォーム構築事業」又は「中小企業等に向けた省エネルギー診断拡充事業」



# 15. 経営革新計画について

◎ 本社所在地の都道府県に申請する

◎ 東京都の例

◆ 「新事業活動」の類型

新事業活動の類型	新たな活動の例示
1 新商品の開発又は生産	業務用の大型で強力な空気清浄機を製造していた企業が、きれいな空気に対するニーズの高まりを受けて、小型化に挑戦し、一般家庭用の小型で強力な空気清浄機を開発する。
2 新役務の開発又は提供	美容室が高齢者や身体の不自由な方など、自分で美容院に行くことが困難な方のために、美容設備一式を搭載した車で美容師が出張し、カットやブローの基本コースからヘアメイクや着付けなどのサービスを行う。
3 商品の新たな生産又は販売の方式の導入	金属加工業者が、金属熱加工製品の開発に伴う、実験データを蓄積することにより、コンピューターを利用して、熱加工による変化を予測できるシステムを構築する。それにより、実験回数を減らし、新商品開発の迅速化とコスト削減を図る。
4 役務の新たな提供の方式の導入	タクシー会社が、乗務員に介護ヘルパーや介護福祉士の資格を取得させ、病院や介護施設への送迎などのタクシー利用者を獲得し、高齢者向け移送サービスで介護サービス事業へ進出して多角化を図る。
5 技術に関する研究開発及びその成果の利用	これまで加工が困難とされてきた新素材の大量加工に関する研究を行い、研究の成果として得られた加工技術・ノウハウを自社の製造ラインで活用する。 ※新たな技術・理論を体系的に確立する場合が対象です。既存技術や理論を元に新製品や新サービスの開発を行う場合は、類型1又は2を選択してください。

◆ 経営革新計画に係る承認申請書（2部）

- ・様式は東京都産業労働局ホームページからダウンロードしてください（下欄参照）。
- ・申請書はA4片面印刷とし、申請者の代表印を押印し、クリップ止めしてご提出ください。  
※審査資料は白黒コピーとなります。

◆ 添付書類（各1部）

○法人の場合

- (1) 直近2期分の確定申告書類一式（写）（決算書・勘定科目内訳明細書含む、税務署受付済みのもの）
  - ・電子申告の場合には、税務署へ申告した旨が表示されている「メール詳細」のコピーを添付してください。
- (2) 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書） ※コピー可
  - ・発行から3ヶ月以内のもの
- (3) 定款（写）
  - ・原本証明をしてください。 →
  - ・記載内容が現状と異なる場合において、変更の履歴が商業登記簿謄本で確認できないときは、株主総会の議事録など変更が確認できる書類を添付してください。

この写しは原本と相違ないことを証明します。  
年 月 日  
企業名  
代表者名  
印

表紙や末尾の余白などに、証明印(代表者印(様式1と同じ印))を押印してください。

○個人事業主の場合

- (1) 住民票 ※コピー可
  - ・発行から3ヶ月以内のもの
  - ・個人番号（マイナンバー）が表記されていないもの
- (2) 直近2期分の確定申告書類一式（写）（決算書含む、税務署受付済みのもの）

## 16. 事業継続力強化計画について

「事業継続力強化計画」（以下、「計画」）とは、中小企業が自社の災害リスクを認識し、防災・減災対策の第一歩として取り組むために、必要な項目を盛り込んだもので、将来的に行う災害対策などを記載するものです。認定を受けた中小企業は、防災・減災設備に対する税制優遇、低利融資、補助金の加点措置等を受けることができます。

### 【計画認定のスキーム】

#### 中小企業・小規模事業者

{ 連携して計画を実施する場合：  
大企業や経済団体等の連携者 }



経済産業大臣  
(地方経済産業局)

#### 認定を受けた企業に対する支援策

- 低利融資、信用保証枠の拡大等の**金融支援**
- 防災・減災設備に対する**税制措置**
- **補助金**（ものづくり補助金等）の**加点措置**
- **中小企業庁HP**での認定を受けた**企業の公表**
- 認定企業にご活用いただける**ロゴマーク**  
（会社案内や名刺で認定のPRが可能）



夢と技術の経営研究所  
[www.yumegi.com](http://www.yumegi.com)